

小山工業高等専門学校専攻科の大学等における授業科目の履修に関する細則

制 定 令和6年10月9日

(目的)

第1条 この細則は、小山工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程（以下「規程」という。）第5条の大学等における授業科目の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の対象科目)

第2条 「大学等で開設されている科目」とは、大学及び他の高等専門学校（以下、「大学等」という。）で開設されている科目をいう。

(単位認定申請)

第3条 学生は、単位の認定を受けようとするときには、単位認定申請書（別記様式第1号）に規程第5条に掲げる書類を添えて1月末までに校長に申請するものとする。ただし、第2学年にあつては、11月末までに申請するものとする。

(単位の認定)

第4条 前条の規定により申請のあった単位の認定は、専攻科委員会の議を経て、校長が行う。

2 単位認定は、認定申請を行った年度に在籍する学年の単位とする。

3 認定授業科目名及び単位数は、大学等で修得した授業科目名及び単位数とする。ただし、学業成績の評価は「合格」の評語を用いるものとする。

4 認定された単位は専攻科修了のための修得単位数に含めることができる。ただし、本校の技術者教育プログラム修了及び大学改革支援・学位授与機構への学位授与申請のための取得単位数には含めないものとする。

附則

この細則は、令和6年10月9日から施行し、令和5年4月1日以降に入学した者に適用する。